

全国社会就労センター協議会

セルプ協 加入のおすすすめ



社会就労センター〔セルプ〕

<社会就労センター／SELIPとは>

社会就労センターは、利用者である障害のある方々のニーズをふまえ、社会資源や地域のネットワーク等を活用しながら、就労支援、生活支援などのサービスを提供し、利用者の“働く・くらす”を支援しています。

「SELIP」とは、英語の Self-Help（セルフ・ヘルプ）からの造語で自助自立を意味します。主体的な意味をもって自立することは、すべての人に共通する課題でもあります。SELIPという言葉には、利用者が自立をめざして働くことに挑戦するという願いが込められています。

※Sは Support（支援）、Eは Employment（雇用）、Lは Living（生活）、Pは Participation（参加）を意味しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会（セルプ協）



ご挨拶

全国社会就労センター協議会 会長

阿 由 葉 寛

全国の障害者就労施設・事業所の皆さまが、障害のある方々の“働く・くらす”を支えるため、日々ご努力を重ねていることに心からの敬意を表します。

私たちの使命は、働く意欲がありながら一般就労が難しい方々の福祉的就労の場や一般就労につなげるための支援の場として、その機能や位置づけを明確化し、“働く・くらす”を支えるためのサービスの質の向上を図ることです。工賃・賃金向上につながる仕事の確保、就職先の開拓と長く働き続けられる支援、重い障害を抱える方々のニーズや状態に応える環境の整備、地域における住まいの場の提供等、こうした多くの課題に取り組んでいく必要があります。そのためにも、施設・事業所経営の基盤の強化をめざしていくことも重要です。

全国社会就労センター協議会（セルプ協）では、これまで会員の皆様方の自己研鑽のための大会・研修会の開催、被災地施設・事業所の支援、「障害者総合支援法」における就労支援の在り方の検討、「優先調達推進法」の創設や共同受注窓口の設置への働きかけなど、厚生労働省や国会等への提案・折衝などを通じ、具体的な成果をあげてきました。

ぜひ、全国社会就労センター協議会（セルプ協）に加入いただき、新しい制度のシステムづくりをはじめ、障害のある方々への支援内容の充実に向けて、共に取り組んでいきましょう。

全国社会就労センター協議会（セルプ協）とは

全国社会就労センター協議会（セルプ協）は、昭和52年に全国の障害者の働く施設（旧法授産施設）の関係者が大同団結して結成された組織であり、社会福祉法人全国社会福祉協議会に事務局を置いています。（3ページの「セルプ協の歩み」参照）

全国の約1,600の障害者就労施設・事業所がセルプ協に加入しています。そして全国46都道府県に都道府県組織（都道府県セルプ協）が設置され、各地方の都道府県組織によって7つのブロック組織（北海道、東北、関東、東海北陸、近畿、中国四国、九州）が構成されています。

セルプ協は、これらの会員施設・事業所および地方組織とのネットワークを軸に、厚生労働省や国会等への社会就労センター関係制度の充実や制度改善・予算に関する要望活動を行っています。また社会就労センターのあり方の検討をはじめとする委員会活動や、社会就労センターの職員や事業の向上をめざして各種大会・研修会の実施や調査研究活動、働く障害者への社会からの理解の獲得と工賃・賃金の向上を目的として、社会就労センターのPR等も行っています。



（※各都道府県セルプ協等の連絡先は、巻末の「都道府県セルプ協連絡先一覧」をご参照ください。）

全国セルフ協の会員になると…

●「セルフ通信速報(メルマガ)」を通した各種情報提供

社会保障審議会障害者部会や「障害者総合支援法」「優先調達推進法」の施行後の見直し検討に関する動き、障害者政策委員会に関わる議論の内容等、最新の制度をめぐる動向とセルフ協の対応に加え、セルフ協の研究成果等について、迅速に情報を提供いたします。

※平成25年度は年47回(平均週1回)

●SELPロゴマークの使用

セルフ協は24の業務分野でSELPの商標登録をしています。自施設・事業所の製品にSELPロゴマークを付けることができ、働く障害者と社会就労センターへの社会からの理解と製品のPRにつながります。なお、SELPの名称は本会会員施設・事業所のみが使用できます。



●大会・研修会への会員料金(未加入施設の約1/3)での参加

平成26年度の主な大会・研修会

- 全国社会就労センター総合研究大会
- 全国社会就労センター協議会 課題別専門研修会
- 全国社会就労センター長研修会
- リーダー養成ゼミナール(※セルフ協会員のみ参加可)
→ 通信と面接授業の1年間の専門講座、修了生には「セルフ士」の称号を授与

●セルフ協ホームページ(会員専用ページ)へのアクセス

ホームページ上からの障害者施策関連の最新情報の入手が可能になります。制度関連の問い合わせ用掲示板(BBS)も設けています。

※会員専用ページへのIDパスワードを発行します。



セルフ協ホームページ



◀全国社会就労センター総合研究大会(平成26年度/新潟)



優先調達推進法▶パンフレット

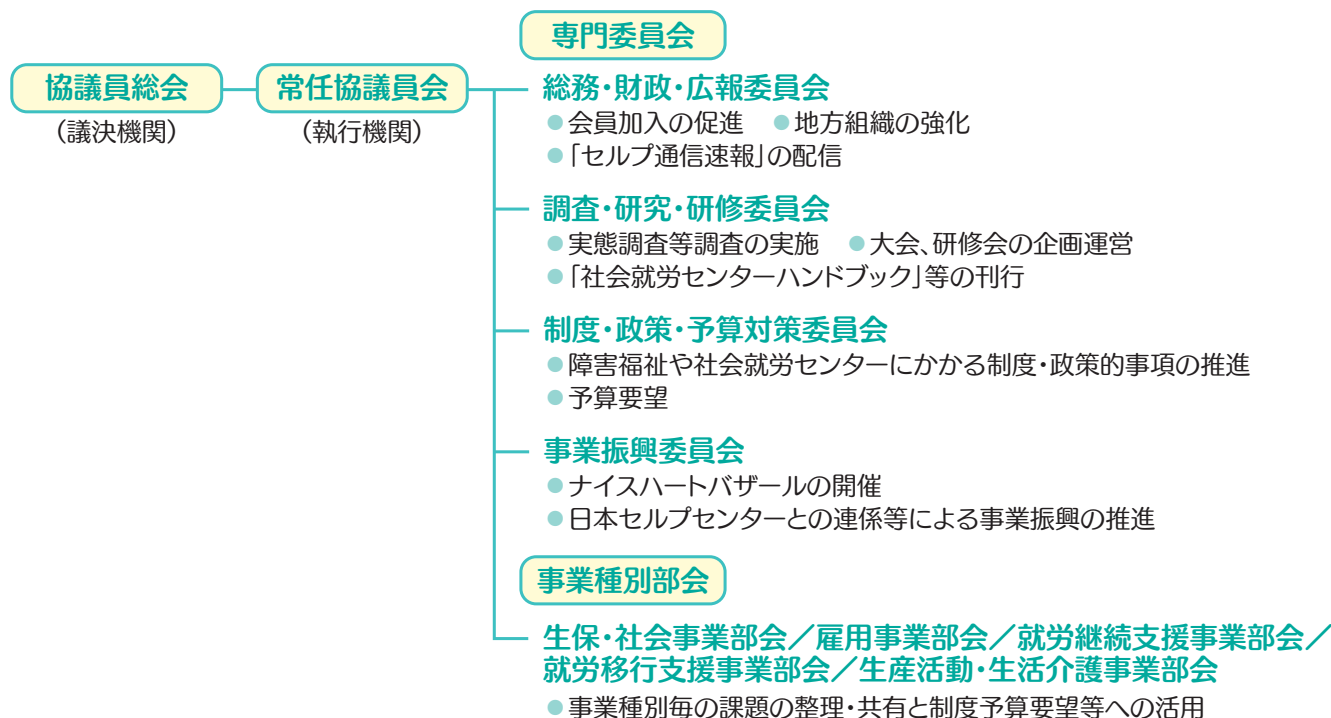


▲震災時支援(物資送迎車)



▲全国ナイスハートパザール(平成26年度/山口県)

全国社会就労センター協議会(セルフ協)組織図



全国社会就労センター協議会(セルフ協)の歩み

- 1951 (昭和26) 年** 日本社会事業協会、全国民生委員連盟、同胞援護会が合併し「中央社会福祉協議会」(全国社会福祉協議会の前身) を設立、「厚生委員会授産事業分科会」が設置される
- 1962 (昭和37) 年** 全社協種別再編にともない「授産事業協議会」設置
- 1977 (昭和52) 年** 授産事業協議会を含め全国の障害者の働く施設(旧法授産施設) 関係者が大同団結し「全国授産施設協議会」(全授協) を結成
- 1981 (昭和56) 年** 国連障害者年の記念事業として「第1回ナイスハートバザール」を開催
- 1982 (昭和57) 年** 中央授産事業振興センター発足
- 1985 (昭和60) 年** 全社協授産事業基本問題研究会が「人間復権の場をめざして～福祉作業振興方策への提言」発刊
- 1992 (平成4) 年** 全授協より「授産施設制度改革の基本提言」発表、厚生省・授産施設制度のあり方検討会より「授産施設制度の在り方に関する提言」発表
- 1994 (平成6) 年** 「授産施設C I プロジェクト」スタート
- ➡ セルフ協では1994(平成6)年～1996(平成8)年の3年をかけて、C I (Corporate Identity) の手法による社会就労センター(授産施設)改革に取り組みました。この運動は、「セルフ協C I プロジェクト事業」と呼ばれ、“授産施設”に代わる新しい施設名称を“社会就労センター”(呼称“SELFP”)とし、全国的なPRキャンペーン活動を展開するとともに、障害者が生活しやすく働きやすい施設環境づくりを展開した「環境改善プロジェクト事業」や、障害者がつくる製品(商品)の開発や販路の開拓等を中心に「事業振興プロジェクト」などを積極的に展開しました。
- 1995 (平成7) 年** 協議員総会で「授産施設」に代わる新名称「SELFP / 社会就労センター」を機関決定、あわせて中央事業振興センターを「中央セルフセンター」に名称変更
- 2000 (平成12) 年** 特定非営利活動法人「日本セルフセンター」設立
- ➡ セルフ協の事業振興部門であった中央セルフセンターをより活性化させることを目的に独立法人化しました。セルフ協との一体的な運営をこころがけ、車の両輪として全国の社会就労センターの組織化、事業振興を目的とした各種大会・研修会の実施および調査活動、社会就労センターのPRおよび生産された商品の共同受注の確保等の事業に取り組んでいます。
- 2003 (平成15) 年** 「社会就労センターのあり方検討委員会最終報告書」をとりまとめ
- 2012 (平成24) 年** セルフ協結成以来の念願であった「優先調達推進法」が成立
- 2014 (平成26) 年** 「優先調達推進法の日・週間」キャンペーンを実施

社会就労センターの種類

「社会就労センター」は、我が国の障害福祉に係る制度の変更によって、その事業体系も大きく変化してきました。生活保護法に規定される「生活保護授産施設」、社会福祉事業法（現、社会福祉法）に規定される「社会事業授産施設」に加え、身体・知的・精神の障害種別毎に入所授産施設、通所授産施設、福祉工場等が整備されました。平成18年の障害者自立支援法の施行にともなう3障害一元化、日中活動と夜間居住支援の分離、就労支援の強化等により、「就労継続支援（A型・B型）事業所」、「就労移行支援事業所」「生活介護事業所」「地域活動支援センター」といった新たな事業体系が創設されました。

社会就労センターの数と利用者数の推移

厚生労働省「社会福祉施設等調査」によると、障害者自立支援法施行前のいわゆる旧体系の時点での社会就労センターの数は約4,000、利用者数は約12万人を数えました。新体系移行後は事業所数、利用者数ともに上昇を続けています。平成25年時点では、事業所数は約2万（注）、利用者数は約30万人（注）を数えます。

（注）：多機能型事業所の重複分、生産活動を行っていない生活介護事業所も含んだ数です

社会就労センターの社会で果たすべき役割は、利用者数の増加に見られように、年々増えています。しかし、様々な事業主体の参入が利用者の選択肢を広げた面がある一方で、支援内容の質が問われる例も散見され、社会就労センター全体の底上げが求められます。

社会就労センターの取り巻く課題に対して

国の調査によれば平成25年度の就労継続支援B型事業所の平均工賃は月額14,437円、就労継続支援A型事業所の平均賃金は月額69,458円です。平成26年時点の障害基礎年金の支給額は1月あたり1級で約8万円、2級で約6万4千円です。年金と工賃・賃金をあわせても、最低生活費には到達しない水準にあります。

同じく国の調査によれば、平成24年度の就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は約8千人、平成25年度のハローワークを通じた障害者の就職件数については約7万8千件に達します。しかし、就職したらそれがゴールではなく継続的な定着支援は必須であり、国全体で法定雇用率に到達していません。

社会就労センターには、障害の重い方も含め工賃・賃金を今まで以上に支払える仕事の確保、その人にあった就職先の開拓とより長く働き続けられるだけの支援が求められています。状態やニーズによっては、いわゆる生きがい作りを重視した作業支援の場の提供も必要であり、地域で自立した生活を送れるような住まいの場の整備と生活支援も欠かせないものです。

このように、社会就労センターを取り巻く課題は非常に多岐に渡り、全ての働く障害者のニーズに応えるために、全国の関係者の一体となった取り組みが期待されます。

社会就労センターに関連のある最近の制度・予算等

※セルフ協が提案・要望したもの

- ・「優先調達推進法」の成立（平成25年4月施行）
 - ・障害者の「働く場」に対する発注促進税制の創設（※）
 - ・「工賃向上のための取り組みの推進」予算の確保（平成27年度予算含め継続）
⇒ 工賃向上計画による支援、共同受注窓口の体制整備など
 - ・障害福祉サービス関係費予算の確保（平成27年度報酬改定）
⇒ マイナス改定の回避、目標工賃達成加算の上位区分の導入、目標工賃達成指導員配置加算の拡充、就労移行支援体制加算の定着評価期間の見直しなど
 - ・「障害福祉サービスの再構築支援（復興）」予算の確保（平成27年度予算含め継続）
 - ・「障害者トライアル雇用事業の改革・拡充」予算の確保（平成27年度予算含め継続）
 - ・「第3次（平成25～29年度）障害者基本計画」における“福祉的就労の底上げ”の明記
 - ・「第4期（平成27～29年度）障害福祉計画」基本指針における就労継続支援事業利用者数のB型利用割合（目標）の撤廃
- （※）企業等は平成27年3月末、個人事業主は平成27年12月末が期限

社会就労センターを取り巻く課題に取り組み、全ての働く障害者のニーズに応えるためにも、是非全国セルフ協にご入会いただき、本会事業にご協力ください。

**他の中央組織にご入会の場合も、
是非全国セルフ協にご入会ください。**

全国セルフ協の会員になることで、2ページで紹介している会員サービスを受けることができます。制度政策に係る最新情報、各種研修会における学びの機会、製品認知の向上に資するSELPROマーク等を、各施設・事業所で活用いただき、お役立ていただきたいと思います。

しかし一方で、国の財政状況の悪化等により、社会就労センターにかぎらず社会保障・福祉に係る予算や各種制度改正に係る検討については、厳しい状況が予想されます。こうした状況下では、いわゆる加入メリットのみならず、4ページにもある社会就労センターを取り巻く課題に取り組み、「すべての働くことを希望する障害者のニーズに応えていく」ことをめざす本会の活動に協力いただくという思いをもってご入会いただくことを期待します。

障害者支援施設・事業所の中央組織はセルフ協以外にも幾つかあり、各組織が独自の歴史を経て、それぞれの役割をもち目標に向けて事業を展開しています。既に他の中央組織にご入会いただいている場合も、障害者の“働く・くらす”を支えるべく障害種別に限らず事業を展開する本会の特色と意義をご理解いただき、是非全国セルフ協にご入会ください。

**全国組織と地方組織、
双方のセルフ協にご入会ください。**

地方分権が進む中で、都道府県単位での制度・予算の要望活動等の重要性が増しています。社会就労センターへの仕事の共同受注や製品・サービスの開発に係る協力等、同じ地域にあるからこそ実施しやすいものもあります。是非、全国セルフ協のみならず都道府県のセルフ協組織にもご入会ください。都道府県組織が構成するブロック組織においては、毎年度施設長や職員向けの研修会も開催しておりますので、その機会を是非ご活用ください。

一方、都道府県組織のみに入会し、全国組織には未加入という施設・事業所もございますが、是非この機会に全国組織にもご入会いただきますようお願いいたします。都道府県セルフ協、ブロックセルフ協の事業に対して、全国セルフ協は活動資金助成や会費還元の実施、研修会講師派遣、制度政策に係る情報提供等の支援を行っています。東日本大震災時の支援活動も、全国組織、地方組織が相互協力のもと実施しました。

全国セルフ協の事業にもご協力をいただくことが地方組織事業の活性化につながりますので、是非全国組織にもご入会いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(※各都道府県セルフ協の連絡先は、裏表紙の「都道府県セルフ協等連絡先」をご参照ください。)

**日本セルフセンターにも
是非ご入会ください。**

セルフ協と日本セルフセンターは、車の両輪として事業を展開してまいりました。日本セルフセンターの実施する事業は、社会就労センターへの発注拡大等、事業振興に資するものであり、セルフ協はそうした事業を拡充していくべく制度予算要望や各種研修・調査活動等の取り組みを進めています。併せて日本セルフセンターへのご入会をご検討ください。

(日本セルフセンター事務局 Tel: 03-3355-8877 ホームページ URL: <http://www.selpjapan.net/>)

全国社会就労センター協議会(セルフ協)への加入手続きについて

1. 本会倫理綱領の趣旨に賛同いただいた上で、別紙「全国社会就労センター協議会加入申込書」に必要事項をご記入のうえ、事務局(巻末参照)にご郵送ください。

※経営主体は、社会福祉法人立、公立にかぎらず、NPO法人立、営利法人立の施設・事業所も対象となります。(NPO法人立、営利法人立の施設・事業所の加入については、各都道府県セルフ協での確認・審査が必要となります)。

2. 本会において「加入申込書」の内容を確認・入会審査を経て承認された時点で、全国社会就労センター協議会(セルフ協)の会員施設・事業所となります。

※会員となっていた施設・事業所には、本会から会員専用ホームページへのアクセスIDとパスワードをお知らせするとともにメールマガジンの配信(加入申込書の裏面の「セルフ協メールマガジンの利用にあたって(規約)」をご確認ください)を開始し、会費を請求いたします。なお、都道府県セルフ協がとりまとめている都道府県においては、会費の請求は都道府県セルフ協が行います。

全国社会就労センター協議会 倫理綱領 (平成21年5月11日最終改正)

社会就労センターは、唯一社会経済活動を行っている社会福祉施設・事業所で、働く意欲がありながら障害等の理由により一般就労が困難な人々および一般就労を希望する人々の社会的就労の場です。

これまで、全国社会就労センター協議会会員施設・事業所は、利用者のニーズをふまえ、社会資源や地域のネットワーク等を活用しながら、就労支援、生活支援などのサービスを提供し、利用者の「働く・くらす」を支援し、多くの成果をあげてきました。

今後、全国社会就労センター協議会は、利用者一人ひとりの人権を尊重して、利用者の自立と自己実現をめざし、利用者を主体とした福祉サービスを提供することを決意し、ここに倫理綱領を定めます。

1. 人権尊重

わたしたちは、障害者権利条約を遵守し、利用者の利益を最優先します。

2. 利用者主体のサービス提供

わたしたちは、一人ひとりの利用者の自己実現をめざし、利用者のニーズに基づく利用者主体のサービスを提供します。

3. 信頼性の確保

わたしたちは、サービスの質を点検し自己評価をすすめるとともに、第三者評価や苦情解決等の仕組みを積極的に活用してサービスの質の向上に努め、常に信頼を受ける存在となることをめざします。

4. 職員の資質・専門性の向上

わたしたちは、社会福祉及び経済活動の専門性を高めるため、たゆまぬ自己研鑽に努めます。

5. 施設・事業所経営の透明性の堅持

わたしたちは、計画性をもった健全で活力ある施設・事業所経営に励むとともに、情報公開に努め、施設・事業所経営の透明性を堅持します。

6. 地域福祉の推進

わたしたちは、施設・事業所の専門性を生かしながら、地域社会の一員として、積極的に地域福祉を推進します。

セルフ協会費額

- 生保・社会事業授産施設は定員数(基準該当就労継続支援B型含む)で算定します。
- 次の施設・事業所は日中活動事業の定員数の合計で算定します。
就労継続支援(A型・B型)事業所、就労移行支援事業所、生産活動を行っている生活介護事業所
- 地域活動支援センターは定員数にかかわらず1か所あたり年額5,000円です。
- 同一の経営主体(行政直営を含む)が経営する複数の社会就労センターが加入する場合は、割引計算を適用します。
- 10月以降に新設された施設・事業所が加入する場合の初年度会費は半額です。

◆基準額(※多機能型の場合は各事業の定員数の合計となります。)

定員数	会費額(年額)	定員数	会費額(年額)
定員 20名未満	定員数×1,000円	定員41~50名	64,000円
定員 20名	33,000円	定員51~70名	71,000円
定員21~30名	51,000円	定員 71名以上	89,000円
定員31~40名	58,000円	地域活動支援センター	(1か所) 5,000円

都道府県セルフ協連絡先一覧

都道府県	団体名	電話番号
北海道	北海道社会就労センター協議会	011-241-3982
青森県	青森県社会就労センター協議会	017-742-3004
岩手県	岩手県社会就労センター協議会	019-637-4407
宮城県	宮城県社会就労センター協議会	022-306-3688
秋田県	秋田県社会就労センター協議会	018-864-2715
山形県	山形県社会就労センター協議会	023-622-5805
福島県	福島県社協障がい児者福祉施設協議会	024-523-1256
茨城県	茨城県社会就労センター協議会	0299-59-5290
栃木県	栃木県社会就労センター協議会	028-622-0051
群馬県	群馬県社会就労センター協議会	027-255-6034
埼玉県	埼玉県セルフセンター協議会	048-782-5302
千葉県	千葉県社会就労センター協議会	043-442-0101
東京都	東京都セルフセンター	03-3389-0421
神奈川県	神奈川県社協施設部会 社会就労センター協議会	045-311-1424
新潟県	新潟県社会就労センター連絡協議会	025-281-5521
長野県	長野県セルフセンター協議会	026-291-8280
静岡県	静岡県社会就労センター協議会	054-273-9111
富山県	富山県社会就労センター協議会	076-427-1033
石川県	石川県社会就労センター協議会	076-224-1211
福井県	福井県社会就労センター協議会	0776-63-5290
岐阜県	岐阜県社会就労センター協議会	0573-26-4356
愛知県	愛知県社協社会就労センター部会	052-212-5509
三重県	三重県社会就労センター協議会	059-378-6622

都道府県	団体名	電話番号
滋賀県	滋賀県社会就労センター協議会	0748-60-2110
京都府	京都社会就労センター協議会	0771-24-2596
大阪府	大阪府社協セルフ部会	06-6762-9001
兵庫県	兵庫県社会就労センター協議会	078-414-7311
奈良県	奈良県社会就労センター協議会	0742-64-1211
和歌山県	和歌山県社会就労センター協議会	0736-63-1873
鳥取県	鳥取県社会就労センター協議会	0857-59-6344
島根県	島根県社会就労センター協議会	0855-77-0041
岡山県	岡山県社会就労センター協議会	086-222-0300
広島県	広島県就労振興センター	082-252-3100
山口県	山口県障害福祉サービス協議会 就労部会	083-924-2820
徳島県	とくしま障害者授産支援協議会	088-632-1333
香川県	香川県社会就労センター協議会	087-898-2323
愛媛県	愛媛県社会就労センター協議会	089-921-8353
高知県	高知県社会就労センター協議会	0889-22-2113
福岡県	福岡県社会就労センター協議会	092-584-3377
佐賀県	佐賀県授産施設協議会	0952-23-4248
長崎県	長崎県授産施設協議会	095-844-2056
熊本県	熊本県授産施設協議会	096-324-5462
大分県	大分県就労支援事業所協議会	097-558-0300
宮崎県	宮崎県社会就労センター協議会	0985-22-3380
鹿児島県	鹿児島県授産施設協議会	099-257-1001
沖縄県	沖縄県セルフセンター	098-882-5663

(平成 27 年 3 月現在)

セルフ協加入のお問い合わせ先

全国社会就労センター協議会（セルフ協）事務局
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-mail : selp@shakyo.or.jp ホームページURL: <http://www.selp.or.jp/>